

小山広域保健衛生組合 入札参加者資格審査の申請

申請書は、小山広域保健衛生組合の政策課窓口または小山広域保健衛生組合のホームページで入手できます。

☎[http://www.city.oyama.](http://www.city.oyama.tochigi.jp/site/kouiki)

[tochigi.jp/site/kouiki](http://www.city.oyama.tochigi.jp/site/kouiki)

政策課→入札参加者資格申請について

■対象 建設工事・建設関連業務委託・物品購入、業務委託等・回収資源

■申込方法 郵便書留で郵送
※小山広域保健衛生組合管内市町に本店または支店等を有する場合は、平日、窓口に出すすることもできます。

■申込期間

11月9日(月)～27日(金) 必着

■申し込み・問い合わせ先

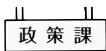
〒323-0043

小山市大字塩沢604

小山広域保健衛生組合

政策課政策係

☎(22)3228



貸切タクシー活用おでかけ リフレッシュ促進事業

県では、高齢者や障がいのある方の心身の健康と消費喚起を目的に、貸し切りタクシーの運賃等の一部を助成します。

■利用条件

次のすべてに該当すること

- ・県内在住で昭和31年4月1日以前に生まれた方、または障がい者手帳をお持ちの方が、1台に1人以上乗車すること
- ・この事業に参加する事業者のタクシーを貸切で利用すること
- ・通院や通勤ではなく、観光や買い物を目的としていること
- ・乗車・降車地、及び主たる目的地が県内であること

■助成額

利用額の半額(上限3万円)

※1回の利用額(高速・有料道路、駐車場の料金を含む)が1万円以上となる場合に限りです。

■実施期間

令和3年2月28日(日)まで

■申し込み・問い合わせ先

栃木県タクシー協会

☎028(658)2411

(平日の午前9時～午後5時)

家畜(ペットも含む)を 飼養されている方へ

家畜を所有している方は、ペットとして飼養している場合も含め、毎年、家畜の飼養状況を県に報告する義務があります。新しく飼い始めた場合は、速やかに県南家畜保健衛生所にご連絡ください。

■対象となる動物

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、猪、鶏、アヒル、ウズラ、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥

豚・猪を飼養している方

県内で飼養されている豚(ミニブタ、マイクロミニブタを含む)と猪には、豚熱ワクチン接種が義務づけられています。

めん羊・山羊を飼養している方

めん羊・山羊・鹿(と畜は除く)が12か月齢以上で死亡した場合、または神経症状等の異状を呈して死亡した場合は、伝達性海綿状脳症(TSE)の検査が義務づけられています。

■問い合わせ先

県南家畜保健衛生所

☎0282(27)3611

しもつけポイント倶楽部 みかん交換会

しもつけポイント倶楽部では、毎年12月に開催しているみかん交換会を、今年は先着ではなく、抽選で行うこととなりました。ご希望の方は、ハガキに必要事項を記入し、しもつけポイント倶楽部までお申し込みください。

詳しくは加盟店の店頭ポスターや下野市商工会のホームページをご確認ください。

■必要事項

住所、氏名、電話番号

■申込期間 11月25日(水)～

12月5日(土)(消印有効)

■申し込み・問い合わせ先

〒329-0412

柴897-10

下野市商工会 ☎(44)0202

旧優生保護法による優生手術を受けた方へ

平成31年に成立した「旧優生保護法一時金支給法」に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給します。

■対象者

次の①または②に該当する方

①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方
※母体保護のみを目的として手術を受けた方は除きます。

②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方

※母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな場合を除きます。

■支給金額 320万円(一律)

■請求期限 平成31年4月24日(法律の施行日)から5年

■請求方法 提出先窓口に必要な書類を郵送または直接提出

※必要書類の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、県のホームページや窓口で入手できます。

■提出・問い合わせ先

県旧優生保護法関係相談窓口(県子ども政策課)

☎028(623)3064

(平日の午前9時～午後5時)

宇都宮市埴田1-1-20

(県庁本庁舎5階)